

第四十八回国
参議院
地方行政委員会
會議録第三号

昭和四十年二月四日(木曜日)
午前十時十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 天坊 裕彦君
理事 西郷吉之助君
林 虎雄君

委員

沢田 一精君
高野 一夫君
鍋島 直昭君
山本 利壽君
鈴木 壽君
松本 賢一君
市川 房枝君

政府委員

警察庁長官 江口 俊男君
警察庁保安局長 大津 英男君

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 武君

本日の會議に付した案件

○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回説明を聴取いたしておりますが、本日は、まず補足して説明を願います。江口警察庁長官。

○政府委員(江口俊男君) 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案の内容につきまして、

逐条御説明を申し上げます。

第一は、法律の題名の改正でございます。

これは、今回銃等の輸入禁止の規定を新たに設けることに伴うものでございまして、銃砲刀剣類等所持取締法を銃砲刀剣類所持等取締法といたしましたのであります。なお、この題名の変更に伴い、地方自治法、出入国管理令、関税法及び自衛隊法の関係規定を附則におきまして改正することといたしております。

第二は、銃砲の定義に関する第二条第一項の改正であります。

これは銃砲の例示として拳銃、小銃、機関銃、砲及び獵銃を列記したのでありまして、実質的には定義の内容を変更するものではなく、拳銃等及び獵銃の不法所持に対する罰則を強化する条文の新設に伴う技術的な改正であります。

第三は、建設業の用途に供するため必要な銃砲、すなわち、建設用びょう打ち銃及び建設用網索發射銃についての所持の規制を合理化するための第三条第二項の改正であります。

建設用びょう打ち銃等は、工具として使用されるものでありまして、比較的危険性も少なく、悪用されることもほとんどないため、許可を受けた者のみならず、一定の範囲の者には、業務上使用するため所持することを認めて支障がないと考えられますので、所持の許可を受けた者の監督のもとに、建設作業に従事する者で届け出があつたものに付きましては、許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するため所持することができるといたしましたのであります。

なお、このことに関連して、建設作業に従事する者が、許可を受けた者の指示に基づかないで建設用びょう打ち銃等を所持した場合におきましては、その銃砲にかかる許可を取り消すことができるとするようになり、また、法人が業務のために銃砲刀剣類を従業者等に所持させる場合の許可は、

法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会から受けるようにすること等、許可に関する規定を改めることとしたのであります。

第四は、拳銃等の輸入の禁止の規定を第三条の二として新設したこととあります。

現行法においては、銃砲刀剣類の輸入を、所持の禁止の規定により間接的に規制しているものであります。最近、拳銃等の密輸入事犯が増加しており、その防止をはかる必要があること、及び拳銃等は、限られた場合を除き、一般には所持を禁止されている等のことから、今回拳銃等については直接その輸入行為を禁止することとしたのであります。

輸入禁止の対象は、拳銃、小銃、機関銃及び砲に限定し、かつ、次の場合の輸入は、禁止から除外することとしたのであります。

その一は、国または地方公共団体が、その職員の法令に基づく職務上の所持に供する拳銃等及び博物館等で公衆の観覧に供する拳銃等を輸入する場合並びに国または地方公共団体から輸入の委託を受けた者が、委託にかかる拳銃等を輸入する場合であります。

その二は、試験もしくは研究のために拳銃等の所持の許可を受けた者またはオリンピック大会等の国際射撃競技に用いる拳銃の所持の許可を受けた者が、許可にかかる拳銃等を輸入する場合及びこれらの許可を受けた者から輸入の委託を受けた者が委託にかかる拳銃等を輸入する場合であります。

その三は、わが国で開催されるオリンピック大会等の国際競技に参加するため入国する外国人が、所持の許可を受けた拳銃等を輸入する場合であります。

第五は、火なわ式銃砲以外の古式銃砲を登録の対象とするための第十四条第一項の改正であります。

現行法におきましては、古式銃砲のうち火なわ式銃砲のみを登録の対象としておりましたが、火なわ式以外の火打石式、管打式等の古式銃砲につきましても、美術品もしくは骨とう品として価値のあるものがあり、かつ、これらの銃砲は実用に供されることがございせんので、今回登録の対象に加え、一般に所持を認めることとし、史料として保存活用をはかることとしたのであります。

第六は、文化財保護委員会から都道府県公安委員会に対する通報事項に関する第十六条第二項の改正であります。

文化財保護委員会は、銃砲刀剣類を登録した場合または登録を受けた銃砲刀剣類の譲り受け、相続等の届け出があつた場合においては、危害防止、予防上の配慮から、都道府県公安委員会に通報することになっておりましたので、現行法では、登録を受けた銃砲刀剣類を亡失し、盗み取られた場合等についての通報規定がないため実態把握上支障を生ずる場合があるため、今回、登録を受けた銃砲刀剣類の亡失等により、文化財保護委員会が登録証の返納を受けた場合には、その旨を都道府県公安委員会に通報することとしたのであります。

第七は、登録を受けた銃砲刀剣類を譲り受け、相続等をした場合の届け出の期間に関する第十七条第一項の改正であります。

登録を受けた銃砲刀剣類の譲り受け、相続等による移動の届け出は、登録制度における基本的な事項であります。現行法におきましては、この届け出の期間を「すみやかに」とだけ規定していることもありまして、その履行に欠ける点も見受けられるので、その届け出の期間を、文化財保護法における文化財の移動の届け出等の関係をも考慮いたしまして、「二十日以内に」と明示することとしたのであります。

すか。そういうたてまえに立つてこれはおやりに
なったんだらうと思うんですが、その点はいかが
ですか。

○政府委員(江口俊男君) もちろんそういう目
的、そういう考えで立案をいたしております。従
来の実績からいっても、暴力団対策としては暴力
団の暴力行為に着目した取り締まりと同時に、そ
れをきっかけとして銃砲刀剣類等の不法所持とい
うことを捜索するということによって、大きな網
とってはおかしいですが、捜査が伸びてきてい
るといふようなことにかんがみますというのと、そ
ういうことが非常に役に立つのだからということ
を期待したわけであります。

○鈴木壽君 ただ私もいままで、たとえば銃砲
刀剣類の所持取締法の大改正があったのは三十三年
でしたね、その後一、二度若干の手直しをして
きた、そのたびごとに聞かされることは、これに
よって従来の不備が改まって、何といひますか、
特に暴力団対策とか、そういうことに對しても、
あるいは銃砲刀剣等の不法所持に對しても非常に
大きな効果をあげることができたのだ、こういう
ことであったわけなんです。また今度こういうふ
うな改正が行なわれる、しかし、やってみたらだ
めであったというようなことがまた繰り返される
ような何かそんなことがあってもいけないのじゃ
ないかと思うのです。それはもちろん情勢が変
わっていきますし、そのときとによっていろいろ
な問題が出てきましようが、もつとはっきり
これによって一つの暴力対策をやるといふのであ
れば、先を見通した改正がなければならぬのじゃ
ないだらうか、極端にいうと、輸入禁止をや
る、拳銃等の輸入禁止をや。従来だって禁止されて
おったはずですね、それはこの法律の法文には書
かれていませんけれども、ですから輸入禁止、拳
銃の問題一つ取り上げてみしても、問題は正規
に輸入するとかしないとかいうことじゃないので
す、ほんとうは、いかにもこの法律の改正によ
って今度輸入禁止されれば、現在出回っておる拳銃
等がなくなるというように印象づけられま

すわな。しかし、私はそうじゃないと思うので
す。それは法の一つの形を整える上から必要な
かもしれないが、いままで、私さつき一番初め
に申し上げましたように、たとえばこれは大津さ
んも新聞記者等に昨年の六月ごろですね、法の改
正をしなければならぬ、こう言っておったはずで
す。私はこれは新聞で見ただけですから、その内
容がどういふふうなことであったか、はたして新
聞の伝えるとおりであるのか、それはわかりませ
んが、さつきまた申し上げましたように、長官も
昨年の国会においてそういうことをはっきりおっ
しゃってゐる。そうすると、何かそんなことでい
いのかという感じがしますね。今回の改正は、
こういうものをやめて、一体暴力対策なり、そう
いうことの目的が達成せられるのか。一方には、
あるいはおっしゃるあなたの方の気持ちは、そうい
うことでなかったかもしれないけれども、暴力
対策をやるためにはこの銃砲刀剣類の所持取締法
を改正することによって大きな効果があがるのだ
という印象を、新聞なんかを読む人は受けている
わけですね。私も身もその当時は受けているわけ
です。しかし、なかなかこれはたいへんな問題だ
とは思ったけれども、それが、これは罰則のこと
ももちろんありますけれども、拳銃等の不法所持
なんかの問題に限って申し上げますと、いま言っ
たようなことだと、これは一体この法律の改正が
どういう効果が具体的に出てくるのかということ
に對して、私は若干の心配があるわけなんです、そ
ういうことをいふと、いふことを申し上げました
が、むしろ私は長官が昨年の国会で答弁された
中にある所持に對する許可あるいは不許可、こう
いうものの基準、もつとはっきり申し上げますと、五
条の「許可の基準」等について、もつと何かびし
っとしたものでなければいけないのじゃないか
という気がするので、長官はそういうことも
答えられておられますね。五条の一項の中に一、
二、三、四、五、六、こうありますね。従来も問題
になったのは、六号の「他人の生命若しくは財産
又は、云々という、こういう項目があります

ね。これの解釈なり適用なりということについて
いろいろ問題があったわけですね。これは非常に
デリケートなところがありますが、こういうよう
な問題について、あなたは昨年の国会において、
五条六号の解釈について、相当具体的なことを
おっしゃっていますね。しかもまた、こういうこ
とを法文上もつとはっきり書いて改めるようにし
たいという趣旨のことをおっしゃっているのだ
です。こういうところにももつと重点が置かれた
法の改正案が出るのじゃないかと、私は思ってお
ったのです。ところが、今回はそれに触れてお
らないようです、見まわしたが、もし触れている
ようでしたらあとで御指摘いただきたいのです
が、私の見たところでは、ない。としますと、い
ま非常に暴力団なんかを持つて——ただ持ってい
るだけじゃない、それによって危害を与えている
ビストルの問題なんか、輸入の禁止だけでは、はた
してどうなのか、こういう私実は率直な疑問を
持ったわけなんです。そこら辺どういふふうにお
考えになったのか。

○政府委員(大津英男君) 少しこまかい点にわた
りますので、私から申し上げたいと思ひますが、
拳銃の所持につきましては、現在の法のたてまえ
におきまして、特定の者、特定の場合作以外は持
てないというふうな厳格な禁止規定があるわけ
でございます。許可は原則としてないという形に
なっているわけですが、こういうことだけ
では、現在の密輸入というものを抜本的に取り締
まりをし、防止をしていくということが困難であ
るといふことから、密輸入ということについても
罰則を強化するための措置を考えて、今回これを
主にした密輸入罪の制定等が出てまいりましたわ
けでございます。と同時に、昨年の国会で、長官
から現在の法律の第五条一項六号に關しまして、
この法律の運用によつて、必要があれば場合に
よつては改正も考えなければならぬかもしれぬ
が、という意味が出たかと思ひますのであります
が、その後私もこの問題につきましては検
討を加えまして、法律の運用によりまして成果を
あげることが可能である、したがって、この際は
この条項は改正をしないで、むしろ密輸入罪の制
定ということによつて目的を達していきたい、か
ように考えているわけでございます。

そういう意味から、この五条一項六号につきま
して少し御説明を申し上げなければならぬと思
うのでございますが、先ほど申し上げましたよう
に、許可をしていくということになりますのは、
拳銃以外の、大体銃銃等のものが主になるわけ
でございますが、そういうものにつきましての許可
をする場合の基準というのが、この第五条一項六
号までの各号に照らしまして許可をするかしない
かということを決めていくということ、大体銃
銃を中心にした場合の適用が第五条一項の各号に
当たるわけでございますが、その中の第六号につ
きまして申し上げます、「他人の生命若しくは
財産又は公共の安全を害するおそれがあると認
めるに足る相当な理由がある者」、こういう者に
對しましては許可をしてはならない、こういう条
項になるわけでございます。この条項につきまし
て、昨年の国会で長官が申し上げましたことは、
現に殺人、強盗、傷害等の犯罪を犯した者または
再犯のおそれがある者、こういうような者、それ
から銃砲刀剣類の不法所持の罪を犯したと確定判決
をまだ受けていないというような者、それから現
に生命、財産、公共の安全を害するおそれがある
者、こういう者がこの第六号に当たる者であるとい
うことでございまして、これの解釈、運用によつて相
当程度のことをやるようにしたい、場合によれば
改正も必要であるかもしれぬ、こうお話しになつ
たわけでございますが、その後の検討の結果、私
どもは、この条項の運用を相当はつきりさせまし
て、こまかい点までこれを示しましてやていく
ことが適当ではないか、そういう意味で、いま申
し上げましたことについて、各府県に對しまして
もある程度こまかい判断の基準を示しまして、運
用につきまして、取り締まりはもつと厳格に許可
の基準を考へるようというのことを言うてゐるわ
けでございます。

その内容を申し上げますと、いま申し上げました殺人、強盗、傷害等の犯罪を犯した、また再犯のおそれがあるというようなこと、あるいは現に生命、財産、公共の安全を害するおそれがある、こういうような者につきましては、もう少し詳しく言いたいということで、それを申し上げますと、一つは、殺人、強盗、傷害等の暴力的な不法行為で罰金以上の刑を受けた者、その刑の執行を終り、もしくは執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者、それから銃砲刀剣を用いてこういう不法行為を行なつて罰金以上の刑に処せられた者、その刑の執行を終り、あるいは執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していないという者につきましては、原則として先ほど申し上げました再犯のおそれもあるのではないかと、そういうことで再犯の疑いのある者に該当する者としてよく検討してやれということが一つ。それから、そういう不法行為を行ないまして罰金以上の刑に処せられた者で、刑の執行を終り、あるいは執行を受けることがなくなった日から起算して五年以上を経過し、十年に満たない者のうちで改悛の情が認められない、それからそういう不法行為をやつた者のうち、その行為に關して現に刑事被告人あるいは被疑者となつていてというような者について、再犯の疑いがあるということで検討しなければならぬということ。それからさらに、暴力団関係のそういう構成員であることが明らかであつて、そういう不法行為の前歴があり、かつその前歴のある他の構成員を直接支配する、あるいは支配を受けているというような者につきましても、再犯のおそれがあるというように検討を要する。まあこういうようなことで、こういう厳格な運用をしてみたい。それから、先ほど申し上げました生命、財産あるいは公共の安全を害するおそれがあるという者は、著しく短気、粗暴な行状あるいは粗暴な酒癖等があるというようなことで、そういうおそれがあるというような者として該当する者として考える、まあ

こういふようなことで運用してまいりたいということで、各府県もこのような運用を第六号についてはやつていくということで、相当許可の基準を厳格に解釈してやつていく、こういうたてまえをとつてきておるわけでございます。したがうして、私ども第五條の運用をきびしくすること、さらに先ほど申し上げましたような、ほかの密輸入罪の新設あるいは罰則の引き上げ、こういうものと両々相まちまして暴力団に対するところの取り締まりあるいはこういう銃砲等の不法所持というものが絶滅できるようにしてまいりたい、かような考え方でお願ひをしておる次第でございます。

と法文上はつきりと書いて除外するようにしたいというようなこともおっしゃつていますから、そこら辺は一体どうなのか。それは必要でなく、単にいま局長さんお答えになつたように、ある基準を示しながら運用上それをやつていくと、まあこれで考え方はわかりましたが、そこら辺の、当時おっしゃつておつたことと今回の法改正と、それをどういふふうに関係づけられるのかというのを聞いてたつもりなんです。

○鈴木壽君 私のお尋ねしたことの中に、まあいろいろ申し上げてお尋ねしたわけなのですが、それで、聞き方も不十分であつたせいか、誤解があるといけませんから……。私がお聞きしたのは、単に拳銃の問題だけで五條一項六号の問題にして上げるのではなくて、銃砲刀剣類の問題として上げるべきか、銃砲刀剣類の問題として、この法全体の改正の上から、長官なりあるいは――そ

と法文上はつきりと書いて除外するようにしたいというようなこともおっしゃつていますから、そこら辺は一体どうなのか。それは必要でなく、単にいま局長さんお答えになつたように、ある基準を示しながら運用上それをやつていくと、まあこれで考え方はわかりましたが、そこら辺の、当時おっしゃつておつたことと今回の法改正と、それをどういふふうに関係づけられるのかというのを聞いてたつもりなんです。

う例でございまして、これはどうも第六号で持たせるとか持たせないとかという問題になりにくいものでございまして。どうしてもここで一番問題になるのは、二番目に書いてある銃砲だろと思ひます。銃砲については、いま大津君が申し上げたような基準を的確に示すことによつて、厳格にその許可を規制していくというふうな方針をとつておりまして、現にいままでは同じような条件の場合に許されたのに今度はどうして許さないのだというふうな苦情が、実はその方針をとつて以来、出てきていてというふうな実情であること

を御了承願ひます。

を御了承願ひます。

を御了承願ひます。

○鈴木壽君 くだいようであります。どうです、暴力団対策なりあるいは暴力の防止という面からいって、この銃砲刀剣類等所持取締法まあ名前が、何か「等」が前後しますね。まあいれそういうふうにして、これで当面はあと手がないということなんです。あるいはまた、将来実際問題としてこういうものが残つておるというふうな点がございまして。

を御了承願ひます。

を御了承願ひます。

持つておるような、許可を受けた刀剣もそのほかにもございすが、こういうものまで期限を切らなければいかぬのかという様なことも出てまいります。年齢の問題にいたしましても昭和三十三年のときには十八歳まで一応引き上げたという事でございするし、いろいろスポーツとして国民体育大会とかいうようなときに出て行く空気の選手の問題とか、いろいろなこともございするし、いろいろなことも考えなければならぬ。狩猟法との関係とか、いろいろなことを考えて結論を出さなければならぬことがあると思うのでございすが、いま直ちにそういうものについて抜本的にすっきり仕組みを変えてしまおうというところまでは、私もまだ検討が済んでおらないという事でございす。しかしながら、暴力団対策という様なものから申しまして、できる限度のところからやっつけていかなければならぬじゃないかと、今回の改正に踏み切つてお願いをしておるといふことでございまして、問題がもうこれ以上全然ないのだといふことではございせん、まだまだ検討しなければならぬこととが多いと、こういう実情でございすので、今回はこのような改正をお願いしておるといふことで

○鈴木壽君 考えてみますと、この法の上で、たとえば今回の拳銃の輸入禁止あるいは罰則の強化、こういういろいろなことをやりましたも、問題は、彼らを持つておる拳銃等、それをどうするか、もう一つは彼らが不法に持つておるそういうものを持たせないようにするにはどうすればいいのか、こういうことに尽きると思ひます。まあ、少し結論を急ぎ過ぎるようでありすが、問題は、いわゆる暴力団の日本における彼らのあり方、それに対してどう手を打っていくかということになると思ひますが、いままでもあれですか、暴力団なんかを持つております拳銃、これは正規に輸入されたものではないはずなんです。現行法には別に輸入禁止ということが書かれてお

ようないわば不法の所持というものが許されない以上、これは正規のルートで輸入されたものでないというのではないことだと思ひます。これはあれですか、この問題について、現在までどういうふうにおやりになつておるのか、対策として、まあ、その前に、一体彼らはどのくらい拳銃を持つておるんですか。こういう実態の把握をやつておると思ひすが、暴力関係のほうの方でも……

○政府委員(大津英男君) いま、鈴木先生からお話のように、拳銃を正規に暴力団が持つておるはずはないわけでございまして、すべて違法のものでございす。この取り締まりにつきましては、私も非常に力を入れておるのでございすが、特に昭和三十三年の数字を申し上げますと拳銃は不法所持は五百八十三件、五百八十二名、押収の拳銃は四百三十三、こういうことになっております。また昨年三十九年の上半期では四百二十九件の四百二十四人、四百九十九丁の押収、こういうような数字もあるわけでございす。しかも四百三十三丁の押収拳銃の約八割三百三十三丁が暴力団から押収されておるといふようなこともございまして、暴力団の取り締まりを強化いたしましてからは、特にこういうものがたくさん押収されるようになってきておるわけでございす。三十九年の全部の数字がまだ正確にまとまつておりませんけれども、一昨年の三百三十三丁をさらにこえる押収の数字がもう出るというところになるわけにございす。

○鈴木壽君 考えてみますと、この法の上で、たとえば今回の拳銃の輸入禁止あるいは罰則の強化、こういういろいろなことをやりましたも、問題は、彼らを持つておる拳銃等、それをどうするか、もう一つは彼らが不法に持つておるそういうものを持たせないようにするにはどうすればいいのか、こういうことに尽きると思ひます。まあ、少し結論を急ぎ過ぎるようでありすが、問題は、いわゆる暴力団の日本における彼らのあり方、それに対してどう手を打っていくかということになると思ひますが、いままでもあれですか、暴力団なんかを持つております拳銃、これは正規に輸入されたものではないはずなんです。現行法には別に輸入禁止ということが書かれてお

なお、拳銃が一体彼らの手にどれくらいあるんだらうかというところにつきましては、これはもう推定以外にはないわけでございまして、まあ暗数で計算をしてみるのはいいわけにございすが、まあ過去五年間に警察が押収したものの平均が年間大体八百くらいということになりますので、警察官の取り締まりがその一割しかやつてないとするならば、日本の国内に八千丁くらいはまたあるんじゃないかという計算もできるわけでございすが、こういうのはみな推定以外にはないとい

いうことでございす。私も、拳銃がどこから入つてくるかということとで、拳銃の取り締まりをしまして、押収する、事件を検査するといった場合には、その出所は一体どういふところから出てきたかという出所の究明に力を入れておるわけでございすが、いままですと、昭和三十三年、九年度の上半期で申し上げますと、駐留軍の関係から出ておるものが、三十八年で申し上げますと、三十九年の上半期では五、それから輸入といふことで出てまいりましたのは、三十八年では八でございすが、これが三十九年の上半期では百七十六といふふうに非常にふえておる。それから旧軍人の関係が、三十八年が十三、三十九年の上半期が八、それから自己所持が、三十八年が七十三、三十九年上半期が三十九、それから拾得、発見が、三十九年上半期が三十九、三十八年が三十五、三十九年上半期が四十五等のことでございまして、いづれにしても、昨年の上半期がすでに三十八年を上回るといふ数字が出ておるわけでございす。こういうことで、しかもそれが相当全国的に広まつてきておるような状況も見えておるわけでございすが、輸入のふえておりますものを見てもございすが、やはり外国から外国のものが船員あるいは航空機をもちまして入れられておる。しかも、新聞等で御承知のとおり、フィリピンからの、CRSという私も名前をつけておるわけでございすが、そういうCRSというフィリピンで密造いたしておりましたものを、船員が向こうへトランジスター・ラジオ等を持ってまいりまして、それと引き換えに持つて帰る、そしてこれを国内に持つてまいりましてこれを横流しする、そういう数万円の価格でこれの取り引きをするといふことで、相当ばらばらいうけがあるといふことで、フィリピンでも非常に多くの拳銃がつくられ、これが日本に流れ込んでおつた、これを木材運搬等の船で働いておられます船員がこの間に密輸入をしておつたといふ事案が非常に多い、しかもその拳銃の渡っていく先が

暴力団に非常に多くあるといふようなことが出ておりました、各府県ともにそういう数字がだんだんに多くなりつとあるといふこと。それからさらに、先般もございしましたが、エール・フランスの機長がやはりフランスのアンカレッジ等で手に入れた拳銃を日本の国内に持つてきて、こういうものをやはり日本の国内で売りさばいておつたといふようなことも出ておりますが、拳銃の不法所持の取り締まりをやつてまいりまして、暴力団の關係に結びついておる、あるいは一度に相当大量の拳銃が取り締まりをやつていくと出てくるようになっておるといふようなこと、そういう密売の組織と思われるものも出てきておるといふことで、やはりこういうものをただ取り締まるというだけでは、国内に入つたものを不法所持だけ取り締まるというだけでは、なかなか取り締まりが徹底を期したいといふことでございまして、やはり昨年もフィリピンに私のほうから係官が参りまして、向こうでその情勢を視察をしまして、フィリピンに協力を得まして向こうでも取り締まりを強力にやつていただく措置も講じているといふことで、拳銃の取り締まりにつきましては、数字もあがつてきておりますが、あらゆる面から取り締まりに努力をいたして、今後とも、その努力をもつとしっかりとやっていかなければならぬ。かように考えておるわけでございす。

○鈴木壽君 あれですか、いまのお話の中に、押収された拳銃の出所についていろいろ御説明があられましたが、輸入されて入つたものは、三十八年で八、それから三十九年の上半期で百七十六、こういうふうなお話がありましたが、輸入といふのは、いわゆる正規の輸入じゃなくて、密輸入といひますか、そういうことでございすか。

○政府委員(大津英男君) お説のとおりでございまして、いま申し上げましたのは、そういう密輸入のものでございす。正規な輸入を許可して入るといふようなものは、これはたとえば警察官の使用する拳銃とかあるいはオリンピックで使う選

○鈴木壽君 あれですか、いまのお話の中に、押収された拳銃の出所についていろいろ御説明があられましたが、輸入されて入つたものは、三十八年で八、それから三十九年の上半期で百七十六、こういうふうなお話がありましたが、輸入といふのは、いわゆる正規の輸入じゃなくて、密輸入といひますか、そういうことでございすか。

○鈴木壽君 あれですか、いまのお話の中に、押収された拳銃の出所についていろいろ御説明があられましたが、輸入されて入つたものは、三十八年で八、それから三十九年の上半期で百七十六、こういうふうなお話がありましたが、輸入といふのは、いわゆる正規の輸入じゃなくて、密輸入といひますか、そういうことでございすか。

手の拳銃とか、こういうものは正規に許可をするわけでありまして、ある程度の数字が輸入されているのでございますが、これは別でございます。

○鈴木壽君 いわゆる正規の輸入に伴ってそれが横に流れているというようなことは、いままでもございましたか。

○政府委員(大津英男君) いままでのところは、そういうものは出ておりません。

○鈴木壽君 これは結局あれですね、今回の輸入禁止というこの法の改正は、実質的に別にこれはたいしたことじゃない——たいしたことじゃない——と言ふとうまくないかもしれないけれども——問題があるわけではありませんか。それによって何か実質的な効果があるのですか。

○政府委員(大津英男君) もちろんいままでのように輸入をしても、それは許可されないから不法所持になるということで、輸入を一般にしないということが、不法所持で取り締まっていけるというところが現在の体制でございます。これでいままよってきている。ところがいま申し上げましたように一向に減らないできているという状況でございます。これをやはり、抜本的に輸入そのものがいけないのだというところで取り締まっていける、たとえば麻薬とか覚せい剤等につきましても、所持だけを罰するだけでなくして、そういうものの輸入を重く罰していくというのと同じような体系をもちましてやっていくということによって相当な成果をあげることができ、かように確信をしておるわけでございます。

○鈴木壽君 それから、私もこういう改正をしてほしいと思うが、実質的にどうということはないと思うのですが……。

○政府委員(大津英男君) それからさらに申し上げますと、そういう拳銃の未遂罪も罰するということも今度の機会に設けましたので、輸入に着手してそれを果たさなかった、まだ所持しておらないということでもございました、これを取り締まることができるといことが一つ。さらには、それを輸入したものを持って回って売りつけようとする

いうことで所持しておるということになりますと、不法所持とさらにこの密輸入というものが併合罪として重く罰せられる、こういうような点も今回の改正によって目的を達することができるといことでございます。

○鈴木壽君 何べんも申し上げるうちに、これはやっぱり日本の暴力団ですね、こういうものに対しての徹底的な対策を講じ、暴力団を撲滅するといふところまでいかないと、こういう問題は私は解決しないと思うのですがね。

そこで、長官にお聞きしますが、昨年の一月に暴力団対策要綱というものを示して、警視庁初め、各都道府県の警察にも何か取り締まり対策本部みたいなものをつくりましたね。そうして一年たつたわけなんですけれども、暴力団対策の、昨年の要綱を出されてから一年間、現在まで、とられてきた具体的な対策と、それから現在暴力団というものがそういう対策のもとに、組織の状況なりあるいは人間の数の問題なり、こういうものはどういふふうになっているのか、ひとつ説明をさせていただきませんか。

○政府委員(江口俊男君) 御説明を申し上げます。おっしゃるとおり昨年の一月に暴力取り締まり対策要綱というものをつくりまして全国に流したわけでございますが、初めのうちは、暴力団の実態をよく把握するという期間を要しましたので、昨年の夏ごろ、いわゆる昨年の後半に、その結果が実って、一年の成果があがっておるということになるわけでございますが、昨年の一月に示しました対策要綱の骨子を御参考までに繰り返して申し上げますと、首領あるいは幹部というふうな、暴力団組織の中核部に対する取り締まりに重点を置くということが一つ。それから不法な資金源を絶つことによつて暴力団の存立の基礎をこわしていけるというのが一つ。それからこれは物の面、武器の面で規制をしていくというのが、ただいまお願いしているようなことと関連して、拳銃等凶器の押収ということに重点を置くというのとが一つ。それから暴力団同士の対立抗争事件の

早期鎮圧ということも一つの主眼にするというふうなことが特色のあることでございますが、それに基づきまして、各府県ともできる限りの力をいたして暴力団対策を行なったわけでございますが、その結果あげました検挙の件数は七万三千五百五十二件、人員にしまして五万八千六百八十七人というものを検挙いたしております。これはわれわれの把握しております全体の構成員の約三分の一に当たる人間が、とにかく何らかの事件で昨年一年中に警察の検挙にあつておるといふことになつておると思つて。この数字は三十八年に比べてまして、件数でも一二%の伸びを示しておりますし、人員にいたしまして一五%の伸びを示しておるといふことになつておる。

それから最近の取り締まり強化によりまして、暴力団がどういふ影響を受けたか。いまのは事件の件数を申し上げたわけでございますが、暴力団、団としてどういふ影響を受けたかということの一例として、昭和三十九年中におきまして、解散または壊滅した暴力団がどれくらいあるかといふことでございますが、その数は三百九十九、約四百でございます。このうち正式に組織の解散の声明をして、もうはつきりと名実ともになくなつた、これは人間はなくならぬにしても、その団がなくなつたというものが五十七でございます。また構成員の中で組織を離脱する者も漸次目立ってきておるといふようなこと。あるいは長い間の暴力団の内情の視察の結果、首領、幹部というものの手を及ぼした結果、そういう者の被検挙者の中に占める割合が非常に大きくなつてきておるといふような状況が見られるわけでありまして。

○鈴木壽君 暴力取り締まりのことは、昨年の警察における最大重点事項の一つだと思つて、非常に御苦労だつたと思つて、それによつて相当の効果もあつたと思つて、いままのお話からうかがうことができるのでありますが、これはどうです、昭和四十年、これはどういふふうな……。続けるのか、さらに力を入れてもつとやうていくのか、その辺どうです。

○政府委員(江口俊男君) ことしも年の初めにあたりまして、どういふことを重点にするかということを検討いたしました、やはり警察の仕事というものは、対象というか、現実がかわらない限り、やはり去年最も重点を置いた暴力及び交通というもののについて、これは、非常によくつたからほかのことに重点を移行しようという状態に残念ながらなつていない現状でございますので、ことしは重点目標もこの二つを継続する、単におさなりに継続するといふことでなしに、さらに強化できる面については継続するのみならず一そう強化もしていきたい、こういう方針でございます。

○鈴木壽君 あなたの方の見通しなりねえというものは、いままのようなことをやっていくというので、たとえば四十年、四十一年、ここの一両年中に所期の目的を達制できるといふふうにお考えになつておるのか、そしてまた、そのために努力をするといふことですが、どうです、その点は。

○政府委員(江口俊男君) 暴力対策に限つて申し上げますと、私は一両年のうちに撲滅できるかといふことであれば、そうしたいものだと思つて、一両年で必ずしも撲滅できるかといふふうには思いませんが、だから一両年でできないことは三、五年、三、五年でできないものは十年でも二十年でもというふうな形で、どうしても国民の期待にこたえていかねばならぬ、こういうふうな思ひます。何べんも申し上げるうちに、その攻め方はいろいろあるわけでございますが、とにかくあげた数は御承知のように非常に多いわけでありまして。だからこれをやつた行為及び凶器の所持というふうなところから攻め立てていって、刑が重くなればそれだけ効果というものはあがつていくといふことが一つでございます。それから年々やうていふ暴力団といふものは減らないじゃないかといふことは、団体としては解散したものがあつたといふことを申し上げましたけれども、全体の人数といふものはなかなか減らない、というのは、これは新たに暴力団ないし構成員がふえておるといふことではなしに、私たちが力を入れれば入れ

るほど、いまだ暴力団として警察の視野になかったものが入ってくるというようなことから、人数というものは当分の間そう急に——力を入れれば入れるほどふえるというような状態が、変な現象が出てくるかもしれないと思いたすけれども、実質においては私は減っていく、こういうふうな考えます。それで、暴力団対策が結果においてはつきりした目標を達成し得るかどうかということにつきましては、私たち必ずそうしたいという信念でやっていきますが、これは過去におけるヒロポン対策につきまして、私たち——当時第一線に私おりましたが、とてもなかなかのことじゃありませんでした、ごらんのように数年継続していろんな面からそれを攻めていく、検討していくというようなことで、ほぼ撲滅の域に達したことはございます。まあそういうことを考え合わせますといううと、力の入れぐあいでは、きつとできる、これは警察の取り締まりももちろん大部分の責めを負うわけでございます。その以外の対策等も考え合わせ、同時に行なわれましますならば、そういう日も必ず将来には来るものと私は考えております。

たけれども、しかしまだ依然として暴力行為をやめないし、団にも入っている、こういうのが大部分分じゃないかと思うのですがね。

それから、私も見ておいて不審にたえないのは、つかまつたと思つたらすぐ間もなく出てきますね、その方面のえらい人たちが。保釈でしようか何でしようか、私ちょっとそこら辺正確な表現のしかたはわかりませんが、こういう問題ですね、取り締まりの面で行くならあなた方が難儀をし、効果をあげていると言つても、何かどこかにそのしりが抜けているような状況じゃないかと思うのです。

それから、さっきの暴力取り締まり対策の要綱の一つとして、資金の根っこを押えたいと、こういうお話があったと思いますが、これなんかどうもあなた方の期待しているような効果というものはないか。最近特に暴力団が企業を始めたりする。企業家——企業家といつちやことは少し悪いですがね、企業を始めよう。表面はまことにりっぱな、これは文句をつけようのないようなことですが、こういうものを一体どうするのかですね。実は団の資金かせぎだ、その金がみんな行っているのだ。あるいは資金の面を言つと、依然としてあれですね、財界、会社あるいは政治家、こういうのから資金が流れていきますね。こういうのを一体どういうふうにごらんになっていくか。あなた方相当実態をつかんでいふんじやないかと思うのですが、これに対してどういうふうな今後やっていくつもりなんですか。

○政府委員(江口俊男君) ただいま御指摘になったような面から、暴力団にどのくらい金が流れているかという点については、私たちも想像する以外はないわけですが、その中で、これはおどしによつて財界から金が流れたというふうな、あるいは詐欺によつて金が暴力団に入ったというふうな犯罪とくつた場合だけ、まあ私たちはわかつて、その検査をやるわけでございますけれども、ああいうことから類推しますという

と、相当なものが流れているんじゃないかということ、私たちは自身も常に想像しているわけでございます。したがって、財界——まあ財界と言つちや何ですが——一般の方々に、暴力団に対して暴力を背景とした威圧のために金を出さうというふうなときは、出さないように、いやな場合は御通報願えればもちろん警察としては保護をいたしますというのを申し上げておるわけでございます。

それから、それと無関係でございますけれども、最近暴力団の資金源としての対策として新しくやり始めましたのは賭博、案外賭博というものの収入は多いわけでございます。賭博は従来は現行犯しか——これは証拠保持という点からそうなるわけでございます、まあ現行犯に限って検査をしておつたというのが実情でございますが、暴力団対策を始めましてから、これは現行犯でなくても他の方面からの立証をなすだけ勉強してやるようにして、現行犯以外の賭博というものを相当数検査することによって、その面からの資金の獲得というのを防止しているという面がございます。それからまた興行等につきましても、暴力団が暴力の背景をもってそれを行なつておるといふようなことが想像せられますような場合におきましては、公共の施設等を貸さないようにというふうな、これは法律的な権限でございますけれども、いふんじやないか。いろんな面と密接に連絡をとつて、暴力を背景にした興行というふうなことも行なわれなくなつておるといふのが実情でございます。それから、一気に資金というものが枯渇するといふようなことはないにしても、いままでもたいては暴力で肩を切るということによつて金も同時に入ってくるというふうなことのないうふうな努力をいたしておるつもりでございます。

しかしながら、一面、企業とおつちやいました、正業に帰らせるといふ以外にはないわけでございますから、暴力という要素を含まない企業というもの、いままでも暴力団と称された連中によつて正規に営まれていくことは、これはやはり

促進していかなければならぬことだと思つてから、正規な企業が正規に行なわれるかどうかということは十分監視しつつも、その方向には私たちとしてもいくことを希望しておるわけでございます。

○鈴木壽君 暴力取り締まり対策要綱の中に、あなたがたは、さつき二、三の点についてはお話がございましたが、組織暴力の存立基盤に対する取り締まりを徹底するといふことがありましたね、そういう文句があったと思つておる。これはいろいろ問題がここにはあると思つておるが、資金の問題なり、あるいはまた最近企業といふものが、正業らしく見えるものが一つの隠れみのになつて、あるいはまた最近政党の結社に、結社といふか、政党としての届け出をしてやつておる。こういうものに対する私はやっぱり根本的なものがないといふかと思つておる。中には、あなた方の力だけではといますか、あるいは権限だけではどうにもならない問題もあります。しかし、そういうものをもつと的確につかんで、それに対する対策を講じない、形はいろいろ昔の暴力団とは変わつてきたと、こうは言つても、中身においては依然として変わらないし、それがまたいつかは、やがて暴力行為を起す、そういうものになつて、温床になつておる。たとえば土建会社をつつてやつておる。これは実際にある話です。何々組といふ組をつくつて、そうしてこれはいまできたばかりの組ですから、そうそう大手の土建会社と肩を並べてやるなんといふことはできませんから、当然下請の仕事をする、下請の仕事をするためにいろんなことをやつておるという、これは私いふんなこととやうなことだけでやめますが、あなた方わかるでしようね。それから小さな仕事の、かりに入札の指名に入れたら、彼らのいわゆる談合の段階でどういふことをしているのか、とてもじゃないがこわくてあの連中と一緒に指名に入れたら困るであつた。いふゆるの談合の際のいろいろが問題になつておる。

わけですね。ですから、こういうものを、何べんも言うように、あなた方だけでいまだというわけにいきませんけれども、これはもう抜本的な対策を講じないと、いつまでたっても日本のこのまことに恥ずかしい暴力団の存在を、形を変えて温存させていくということになっていきますね。こういうことに對しての御見解、これはどうですか。

○政府委員(江口俊男君) おっしゃるとおりでございます。いまのようなことになって、はつきりと、談合そのものもいかにぬけですが、その中における暴力というものを背景にして、そういうものに入り込んでうまい汁を吸うということ、このこと自身また犯罪になります。そういうことは私たちの間で十分取り締まっていこう対象になります。一方、やはりそういうものを指名に入れないという問題なり、あるいはそれじゃそういうことがいけないならどういう仕事で暴力団の構成員を更生させていくかということ、その面の努力と相まって、いろいろな施策の総合の上で、おっしゃるようなことができるんじゃないか、その中に警察の受け持ちまする面については、もうどこまでもいままでのとおり努力、あるいはさらにいままで以上の努力をしていこう、こういうのが私たちの考えであります。

○鈴木壽君 時間があれですから、これで一応やめたいと思いますが、たとえば彼らが正業についたといつて喜んでおつても、いま私が申し上げたような土建のこととか、あるいはパチンコのあやうなもの、それから特に最近興行の面で、これはいろいろ問題があるわけですね。興行やめるといふわけにもいかぬだろうが、しかし彼らが興行を主催していつているその中には、いろいろな問題がある。こういうことも一つの例として申し上げますが、ほうっておけないと思ひますがね。興行の面では最近税金とか何かで、税務署といひますか、そちらのほうでも見のがさないでいろいろ手を打っているようですが、もうそれに関係した人の話を聞くと、これはたいへんなことにな

なっていると思うのですが、まあいづれひとつお願いをしたいのですが、さつきお述べになりました昨年の検査されたものなりあるいは解散したもの、正式に解散の声明を出したというようなもの、いろいろ数字をあげられて言っておりましたが、ひとつできるだけ最近の暴力団の全国的な組織の状況なり人員なり、こういうものについてのもまともなものがあつたらひとつ次回までにお願ひをしたいと思います。いかがでございますしょう。

○政府委員(江口俊男君) できるだけ範囲で、ということでは御了承願ひするならば……。

○鈴木壽君 もちろん年が明けてからわずかでございまして、三十九年といつても全部のそれは無理かとも思ひますから、できるだけ最近にまとめたものをひとつお願ひをしておきたいと思ひます。私が暴力団の問題、妙なところへ入つていったような感じを与えていると思ひますが、結局こういうものがいまのような状態にあることにおいて、どうしても、何といひますか、銃砲等の不法所持の問題なり、これに伴う犯罪なり、こういうものを何のかんの言つたつて、これは役に立たぬ問題ですよ。そういう意味で、いま少しく暴力団のあり方、あるいはこれからの皆さんの見通しなり、これに對する対策なり、ひとつもう少し次回でお聞きしていきたいと思ひますので、いまの資料をひとつ参考にお願ひしたいと思ひます。

きょうは時間もきたので……。

○委員長(天坊裕彦君) それでは本日はこの程度にいたしまして、次回は二月九日火曜日午前十時に開会予定でございます。

本日はこれにて散會いたします。
午前十一時五十分散會